

札幌市補装具費の代理受領に係る補装具製作事業所の登録等に関する要領

平成 18 年 9 月 29 日
障がい福祉担当部長決裁

最終改正 令和 7 年 1 月 27 日

(目的)

第 1 条 この要領は、補装具費支給事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 11 条に定める代理受領を行う補装具の販売、貸与又は修理（以下「販売等」という。）を行う事業者（以下「事業者」という。）の事業所の登録及び要綱第 13 条に定める情報提供を行うに当たり、良質な事業所を選定することを目的とする。

(登録申請)

第 2 条 登録は事業所ごとに行うこととし、事業所の登録を希望する事業者は、代理受領の開始を希望する日から起算して 45 日前までに次の各号の書類を添えて市長に申請をするものとする。

- (1) 申請書（様式 1）
 - (2) 登記事項証明書、事業者が行っている業の内容を証明する書類
 - (3) 当該年度又は前年度の法人市民税（個人事業主にあつては市町村民税）の納税証明書
 - (4) 第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する管理責任者、福祉専門員及び相談員の名簿（様式 2）
 - (5) 補装具の販売等の取扱いを定めた規程
 - (6) 取扱予定補装具にコンタクトレンズ又は人工内耳が含まれる場合は、高度管理医療機器等販売業許可証（写）、補聴器が含まれる場合は、管理医療機器販売業の届出を行なっていることの証明書
 - (7) そのほか、市長が必要と認めた書類
- 2 前項各号（第 1 号を除く。）の書類については、取扱種目を変更する場合など、市長が認めたときは添付を省略することができる。

(登録基準)

第 3 条 事業所の登録を受ける事業者は、職員の配置、補装具の販売等の実施体制等につき、原則として次の各号に掲げる基準のいずれにも該当しなければならない。ただし、第 1 号から第 3 号までの職員配置に関しては、適正な業務が確保される限りにお

いて、相互の兼任を妨げないものとする。

(1) 登録する事業所に補装具の販売等を指揮監督する常勤の管理責任者（以下「管理責任者」という。）を配置していること。

(2) 登録する事業所に理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等、補装具に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉専門員」という。）を配置していること。

ただし、福祉専門員は、補装具の取扱いに関して、1年以上の実務経験を有していることを必要とする。

(3) 登録する事業所に身体障害者、難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者）であって18歳以上であるもの若しくは身体障害児若しくは難病患者等であって18歳未満であるものの保護者（以下「障がい者等」という。）、障がい者等の支援者、札幌市その他関係者の求めに応じ、適切に相談に応じられる職員（以下「相談員」という。）を配置していること。

ただし、相談員は、補装具の取扱いに関して、3年以上の実務経験を有していることを必要とする。

(4) 補装具の販売等の取扱いについて、次に掲げる項目を含めた規程を定めており、かつ、それらが適切であること。

ア 補装具の選定方法

イ 補装具の説明方法

ウ 補装具の使用上の助言及び納品の方法

エ 利用者負担金の徴収の方法

オ 補装具の販売等の報告及び記録の保管の方法

カ 使用状況の確認及び故障時等の対応の方法

キ 苦情処理の方法

(5) 補装具の貸与に係る代理受領登録をする場合は、登録する事業所に補装具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を備え、又は他の事業者へ委託等をして保管若しくは消毒を行わせていること。

ただし、保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切に行われることを担保しなければならない。

(6) 過去の物品の販売等に関する契約において、債務不履行又は契約義務違反の事実

がないこと。

(7) 過去に法人市民税（個人事業主にあつては市町村民税）を滞納した事実がないこと。

(8) 刑事事件における前科がないこと。

(9) 別紙に定める誓約事項を遵守すること。

2 前項各号に定める基準のほか、別表1をはじめ、それぞれの種目について市長が特に基準を定めている場合は、当該取扱種目の登録は、その基準にも該当していなければならない。

（登録）

第4条 市長は、第2条の申請を受けた場合、前条に定める基準に該当しているかを審査し、当該審査結果等に基づき登録の適否を決定する。

2 市長は、前項の審査の結果、事業者が前条に定める基準を満たし、事業所を登録することが適当であると認められる場合は登録を行い、事業者に登録通知書（様式3）を交付する。また、審査の結果、登録を行うことが適当ではないと認められる場合は、その理由を示して、事業者に通知しなければならない。

3 前項の規定により市長が事業所を登録する場合の有効期間は、双方から特段の意思表示がない限り、登録する旨を市長が決定した日から当該決定日の後の4回目の3月末日までとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

（更新）

第5条 有効期間満了後も引続き事業所の登録を受けることを希望する事業者は、有効期間満了の45日前までに第2条第1項各号に規定する書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 前項の申請に対する手続については、第3条及び前条各項の規定を準用する。ただし、有効期間の初日については、当該決定日直後の4月初日とする。

3 第1項に定める申請を有効期間満了の45日前までに行わなかった事業者は、有効期間の満了日をもって、登録を取り消すものとする。

（届出事項）

第6条 第4条第2項の規定により事業所の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、次の各号に該当するに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に、市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はそ

の限りではない。

- (1) 事業者の名称（商号又は氏名）を変更したとき。
 - (2) 事業所の名称、所在地又は連絡先を変更したとき。
 - (3) 事業者又は事業所の代表者を変更したとき。
 - (4) 管理責任者、福祉専門員又は相談員を変更したとき。
 - (5) 事務の一部を委任している場合において、その事務の一部の委任を受けている者を変更したとき。
 - (6) 補装具の販売等の取扱いを定めた規程を変更したとき。
 - (7) 使用する印鑑を変更したとき。
 - (8) 第3条第2項の市長が特に定めた基準を満たすために必要な事項に変更があったとき。
 - (9) 事業所を廃止又は登録を受けていた種目の取扱いを中止したとき。
- 2 前項の届出において、第1号から第8号に該当するときは変更届（様式4）を、第9号に該当するときは辞退届（様式5）を用いることとする。

（登録を受けた事業所に係る情報提供）

第7条 市長は第4条の規定により登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを必要に応じて障がい者等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業開始年月日
- (3) 取り扱う補装具の種類
- (4) その他市長が必要と認める事項

（代理受領）

第8条 登録事業所の代表者は、障がい者等の求めに応じ、要綱第11条に定める代理受領の規定に基づき、補装具費の請求及び受領を障がい者等に代わって行うことができるものとする。

- 2 登録事業所の代表者は、障がい者等に代わって補装具費の請求及び受領を行う場合は、障がい者等から補装具費の請求及び受領に関する委任を受けなければならない。

（注意義務）

第9条 登録事業者は、補装具費支給制度の適正な実施を確保する観点から、補装具の

販売等を行うにあたり、次のことに留意しなければならない。

- (1) 補装具費支給制度に関して市長又は各区保健福祉部長（以下「保健福祉部長」という。）から指示があった場合、それに従うこと。
- (2) 医師、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師その他医療関係者及び関係機関との連携を密にしておくこと。
- (3) 補装具費支給制度並びに補装具の開発及び流通状況について、積極的に関係情報の収集を行い、自己研鑽に努めること。
- (4) 登録する事業所に補装具を展示する空間を備えるなど、広く補装具に関する知識、効用等についての普及、啓発を図り、身体障害者、身体障害児及び難病患者等が自己の障がい特性及び心身状態に適合する補装具であるかを判断するための情報を提供できる体制を整備すること。
- (5) 職員に対し、採用前及び採用後において、定期的に、身体障害者、身体障害児及び難病患者等の心身の特性、実施する補装具の販売等のあり方及び内容、補装具に関する知識及び取扱方法等について適切な研修を行うこと。
- (6) 障がい者等に対しては、懇切丁寧かつ正確迅速な対応をするように心がけ、誇張等により障がい者等に不当に期待を抱かせ、損害を与えることがないようにすること。
- (7) 障がい者等からの苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るよう努めること。
- (8) 障がい者等に対する補装具の販売等により、登録事業者の責に帰すべき事故が発生した場合は、障がい者等に対しての損害賠償を速やかに行うこと。
- (9) 補装具の見積、納品又は適合検査の際、保健福祉部長の求めがあった場合は、求めに応じて障がい者等の居宅等において立ち会うこと。

（報告等）

第10条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、法第10条の規定に基づき、補装具の販売等を行う者、これらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対して報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは補装具の販売等を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める基準に該当しなくなった場合
- (2) 第6条に定める届出事項の届出を怠った場合
- (3) 第9条に定める注意義務に違反する場合
- (4) 登録事業者としての適格性を欠くに至った場合
- (5) 補装具費の請求に関し不正があった場合

(委任)

第12条 この要領の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に既に補装具交付修理事業の委託事業者となっている事業者は、この要領施行後は、双方から特段の意思表示がない限り平成19年3月末日は、この要領に定める登録事業者とみなすことができるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年1月17日から施行する。
- 2 この要領の施行日以前に改正前の要領における補装具費代理受領業者の登録申請を行い、決定を受けた事業者については、その有効期間の間に限り、改正後の要領において申請者の名義及び印鑑で補装具の見積及び納品を行うものとして事業所の登録を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月27日から施行する。

別紙（第3条第1項第9号関係）

札幌市補装具費代理受領登録事業者誓約事項

（基本的事項）

- 1 補装具費の支給対象となる補装具（以下「補装具」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、札幌市の要綱等を遵守すること。
- 2 補装具の制作、販売、貸与又は修理（以下「制作等」という。）を行うに当たっては、札幌市、札幌市身体障害者更生相談所、医療機関その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 3 身体障害者、難病患者等であって18歳以上のもの又は身体障害児若しくは難病患者等であって18歳未満のものの保護者（以下「障がい者等」という。）の意思及び人権を尊重し、常に障がい者等の立場に立った補装具の販売等に努めること。

（見積書の発行）

- 4 補装具の制作等を障がい者等から依頼された場合は、その製作等に係る費用を見積もり、「見積書」を障がい者等に発行すること。

（見積書の内容変更）

- 5 補装具に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更の内容を、見積書を発行した障がい者等に連絡すること。

また、変更前の見積書の内容に基づいて承認された補装具費支給決定通知書については、無効となることを当該障がい者等に説明し、変更後の内容に基づく見積書を発行するとともに、改めて札幌市に対して変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。

（契約書等の交付）

- 6 障がい者等から補装具の製作等を請け負うときは、原則として契約書等契約内容の分かる書面（以下、「契約書等」という。）を交付し、契約内容について懇切丁寧に説明すること。

なお、契約書等には補装具の代金、納品予定日、製作開始後にキャンセルした場合の取扱い、納品後のアフターケアについて明記することとし、書面により難しい場合には、口頭で説明を行った上で、障がい者等から確認の署名又は押印を受けること。

(領収書の発行)

- 7 障がい者等から補装具の購入、借受け又は修理に係る費用を受領したときは、領収書を発行すること。

(自己負担額の受領)

- 8 「札幌市補装具費支給事務取扱要綱」第 11 条に定める代理受領により補装具費の請求を行なう場合は、補装具費支給券に記載されている自己負担額の支払を障がい者等より受けるものとし、貸与の開始月又は終了月に日割計算を行う場合を除いてこれを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担金の受領後、障がい者等へ領収書を発行すること。

(納品後の修理)

- 9 納品後 9 か月以内に通常の使用状態（災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病的変化により生じた不適合、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除く）で破損し、又は不適合となった場合には、原則として事業者の責任において改善すること。

(記録の整備)

- 10 補装具の製作等に関する記録及び金銭収受に係る帳簿を整備し、納品（貸与の場合は返却）日から 5 年間保存すること。

(指導・調査等)

- 11 市長が、必要があると認めた補装具費の支給に関して指導若しくは調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。
- 12 関係法令、通達、札幌市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(登録の取消等)

- 13 この遵守事項に違反した、不正な手段により事業所の登録を届け出た等の場合に、市長が当該登録を取り消すこと、及び、当該取消後市長が定める取消期間中は再度登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。

(苦情処理等)

- 14 障がい者等からの苦情又は相談があった場合、障がい者等又はその家族の状況を詳細に把握し、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、障がい者等の立場を考慮しながら、事実関係の認定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。そのほか、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を障がい者等の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

- 15 補装具の製作等の際に、事業者の責めに帰すべき事由により、障がい者等又はその家族の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、障がい者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 16 事業所の職員は、業務上知り得た障がい者等又はその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た障がい者等又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とすること。

(その他)

- 17 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。

別表 1 (第 3 条第 2 項関係)

種 目	要 件
コンタクトレンズ	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 39 条第 1 項の高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていること。
補聴器	医薬品医療機器等法第 39 条の 3 第 1 項の管理医療機器等の販売業の届出をしていること。
借受け （義肢・装具・座位保持装置・座位保持椅子・歩行器・重度障害者用意思伝達装置に限る）	<p>保管又は消毒を他の事業者に行わせている場合は、次の事項を取り決めている委託契約書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該委託等の範囲 ② 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者等の従業者により、委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを登録を受けた事業所に定期的に確認する旨 ④ 登録を受けた事業所が委託業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ⑤ 登録を受けた事業所が委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、所要の措置が講じられたことを登録を受けた事業所が確認する旨 ⑥ 受託者が行った委託業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ 委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項
人工内耳	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 39 条第 1 項の高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていること。